本号で公布された法令のあらまし

◇地方税法等の一部を改正する法律（法律第二号）（総務省）

一　地方税法の一部改正関係

1　道府県民税及び市町村民税

㈠　所得割の課税標準の算定方法について、所得税法第六〇条の二から第六〇条の四までの規定による計算の例によらないものとすることとした。（第三二条及び第三一三条関係）

㈡　地方団体に対する個人の道府県民税及び市町村民税の寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　平成二八年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税から控除する特例控除額について、道府県民税及び市町村民税の所得割の額の一〇〇分の二〇に相当する金額を限度とすることとした。（第三七条の二及び第三一四条の七関係）

(2)　平成二七年四月一日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、次に定めるところにより、個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとすることとした。（附則第七条～第七条の三関係）

イ　地方団体に対する寄附金を支出する者は、当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求めることができることとした。

ロ　イの求めを受けた地方団体は、当該寄附金を支出した者の賦課期日現在における住所所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならないこととした。

ハ　ロの申告特例通知書の送付があった場合、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、個人の道府県民税及び市町村民税から税額控除することとした。

ニ　個人の道府県民税及び市町村民税に関する申告書の提出を行った者又は五を超える地方団体の長に対してイの求めを行った者等については、適用対象から除かれることとした。

㈢　内部取引に係る課税の特例により、所得税に係る更正決定を受けた所得割の納税義務者が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る所得税の額の算定の基礎となった所得に基づいて課された所得割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとした。また、徴収の猶予をした所得割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとした。なお、国税庁長官は、所得割の納税義務者が相互協議の申立てをした場合等には、当該所得割の納税義務者の住所所在地の市町村長にその旨及び更正決定された所得税の額の算定の基礎となった所得等を通知することとした。（第四四条の二、第三二一条の七の一二及び第三二一条の七の一三関係）

㈣　平成二八年一月一日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る道府県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がないときはその支払をする者とすることとした。（第七一条の三一関係）

㈤　個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成三一年まで延長することとした。（附則第五条の四の二及び第四五条関係）

㈥　未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずることとした。

(1)　平成二八年四月一日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の配当等の支払及び譲渡があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課することとした。（附則第三三条の二の二及び第三五条の三の四関係）

(2)　平成二九年度以後の各年度分の個人の道府県民税及び市町村民税について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。（附則第三五条の三の三関係）

㈦　法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、以下の措置を講ずることとした。（第二三条、第五二条、第二九二条及び第三一二条関係）

(1)　資本金又は資本準備金を欠損の塡補又は損失の塡補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずることとした。

(2)　資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。

㈧　欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第五三条及び第三一一条の八関係）

㈨　法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。（附則第八条関係）

2

㈠　法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額について、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。（第七二条の二一関係）

㈡　欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（第七二条の二三関係）

㈢　資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）一億円超の普通法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずることとした。（第七二条の二四の七関係）

(1)　平成二七年四月一日から平成二八年三月三一日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすることとした。

	所得割	資本割	付加価値割
一〇〇分の三・一（改正前一〇〇分の三・八）	所得のうち年四〇〇万円以下の金額	一〇〇分の〇・三（改正前一〇〇分の〇・二）	一〇〇分の〇・七二（改正前一〇〇分の〇・四八）
一〇〇分の四・六（改正前一〇〇分の五・五）	所得のうち年四〇〇万円を超え年八〇〇万円以下の金額		
一〇〇分の六（改正前一〇〇分の七・二）	所得のうち年八〇〇万円を超える金額		